

# カンボジアにおける建設法の内容と今後の課題

カンボジア王立法経大学 非常勤

チア・シュウマイ

本稿は、カンボジアにおける建設の実態及び建設法の内容を紹介しつつ、今後の動向を分析することを目的としている。また、同法が日本からの協力・支援を受けて制定されたため、法整備支援の成果物の一例の紹介としても意味があると思われる。以下において、建設分野の現状、建設法制定の経緯、建設法の内容、評価と今後の動向、結論を述べる。

## I. 建設分野の現状

### 1. 建設セクターのデータ

カンボジアでは、全国の建設に関するデータは依然として正確に整備されていない。もっとも、国土整備・都市計画・建設省（以下、「国土省」という）の報告書では、建設セクターの投資データは、以下のとおりになっている。

2019年現在まで、全国の建設プロジェクトは4,888件あり、総合面積が23,257,414m<sup>2</sup>、投資金額が、11,437,267,145米ドルである<sup>1</sup>。そのうち、5階以上の建設は、1,701プロジェクトがあり、513建物（シハヌークビルだけで249建物）がある<sup>2</sup>。大規模な建設には、商業建物、多目的建物、ホテル及びクラブ、娯楽施設、デパート、共有住宅、高層ビル、ボレイ<sup>3</sup>住宅（大規模共同住宅）、住宅建物、電化製品工場、縫製産業工場、及び経済特別区建設等が含まれている。

建設セクターにおける開発活動の増加に伴い、設計会社と建設会社の数も増加している。2019年現在まで設計会社と建設会社は2,656社ある。また、住宅開発会社180社、国内企業が108社、海外企業が72社ある。そのうち、ボレイの住宅開発会社は90社、共有建物は79社及びボレイの開発と共有建物の双方を行う会社は11社である。不動産サービス及び評価会社は182社である。日本からの投資が47プロジェクト、総面積が778,288m<sup>2</sup>、投資金額は291,143,271米ドルになっている。日本は中国と韓国に続き、第3位の投資国である。日系建設営業会社は33社（設計会社が5社、建設会社が28社）ある。

建設セクターは国民の生活向上に貢献している。一日あたり全国で15万人から18万人の労働者を吸収している。エンジニアと設計者は月に500ドルから3000ドルの給料、現場管理人は20ドルの日当、技術を有する職人は15ドルの日当、技

<sup>1</sup> 国土省「2019年次建設総局報告書」16頁。

<sup>2</sup> 脚注（1）17頁。

<sup>3</sup> 「ボレイ Borey」とは、囲まれた土地に建設した住宅の集落のことをいう。「ボレイ管理に関する政令」（2011年）を参考。

術がない職人は10ドルの日当を、それぞれもらっている。

## 2. 人材の状況

カンボジアの全国の人口は、2019年現在、15,288,489人である<sup>4</sup>。国土省全体の国家公務員は3,210名（女性533名）おり、そのうち中央レベルに753名（女性161名）、都市・州の局に1,160名（女性236名）いる。全国の子国家公務員のエンジニアと設計者は646名いる。国土省の中にある建設総局には、博士号、修士号を有するエンジニア、設計及び法律の専門家が33名いる<sup>5</sup>。また、民間の人材については、カンボジアエンジニア委員会とカンボジア設計者委員会に登録したエンジニアと設計者が3,125名いる<sup>6</sup>。

## II. 法律制定の経緯

カンボジア王国は、1993年の新憲法により民主主義に移行し、市場経済を採用して歩み始めた。1999年にASEANへの加盟が承認され、2004年にWTOへの加盟が承認されたため、徐々に外国からの取引に関する関心が高まり、経済が活性化するようになった。

2019年におけるカンボジアの経済成長率は、年間7.1%を維持している。そのうち、建設セクターにおける投資が2%以上貢献しており、それ以外に、農業、縫製業、ホテル業及び商業・不動産業となっている<sup>7</sup>。また、中国が2016年「一帯一路」政策に従ってカンボジアのシハヌークビル市に進出したこと<sup>8</sup>をきっかけに、中国人が増え、不動産の価格が信じられないほど値上がりした。この2年間だけでシハヌークビルのカンボジアらしい雰囲気は失われ、まるで別の町になってしまった。

しかし、それと同時に、シハヌークビルをはじめとして、現在のカンボジアが抱えている深刻な問題は、例えば、許可書のないまま建設を始める建設業者が多く見られること、情報共有システムが整っていないために違法な建設をチェックできないことなどである。

今年2019年6月にシハヌークビル州で大きな建物が崩壊する事故があり、メディアによってカンボジアだけではなく、外国でも報道された<sup>9</sup>。建設法の制定の後も、同年

---

<sup>4</sup> 2019年国立統計機構『カンボジア王国国民調査』9頁。

<sup>5</sup> 脚注（1）1頁。

<sup>6</sup> カンボジアエンジニア委員会とカンボジア設計者委員会の2019年リスト。

<sup>7</sup> 経済・財政省の2019年報告。<https://www.mef.gov.kh> を参照。[アクセス日2020年1月17日]

<sup>8</sup> 2018年第六立法期国民議会で採択された王国政府の第4次四辺形国土形戦略。

<sup>9</sup> <https://www.bbc.com/news/world-asia-48729072> を参照 [アクセス日2020年1月17日]。その事故の原因が、正式に解明されなかった。周辺の情報によれば、崩壊する前夜に最上階の7階が建設資材等である砂、コンクリート等の保管場所となり、その建物の各階には、建設労働者が寝ている状態であったが、鉄筋建物として支えられず、朝5時頃に4階までの建物が右に崩壊し、上の3階が左に崩壊した。崩壊により24名の死者が出た。その事故の後に、建設基準や権限官署の責任が問われ、国として募金を集め、死者の家族や怪我人に賠償を行なったが、後になって訴訟を起こす方もいるということである。

12月にシェムリアップ州で建設中のお寺の建物が崩壊した事故<sup>10</sup>、2020年1月3日にケップ州で建設中の7階建て建物が全面的に崩壊した事故が発生した<sup>11</sup>。本来ならこのような状況に適用可能な建設法がもっと前にも制定されているべきであったが、結局、シハヌークビルの事故がきっかけで建設法制定の動きが本格化した。

建設法を法律として制定する方針が打ち出されたのは、上記の事故を別にして、以下の二つの根拠がある。第一に、国家政策レベルの枠組みを指摘することができる。「カンボジア王国における土地整備」に関する国家戦略と、2018年の第六立法期国民議会で採択された王国政府の第4次四辺形国土形戦略（Rectangular Strategy, Phase IV）の中で都市計画と建設分野の重要性が指摘されているためである<sup>12</sup>。第二に、関係者の実務的な対処のためである。2007年民法や既存の政省令<sup>13</sup>では対応しきれないため、経済開発に寄与する安定的な関係を法律によって形成しようとした。

実は、2015年から建設法案についての議論がなされていた。その後、日本の国土交通省と日本司法書士会連合会が支援に乗り出し、法案を起草した。法案作成過程では、従来の慣行のみならず、新しい考え方も整理し、それらを成文化して法案に盛り込んだ。最終的な法案は、2019年8月30日の閣議で承認され、同年11月2日に公布・施行された。

### Ⅲ. 建設法の内容

#### 1. 法律の構成

建設法は、全章で22章111条から構成される。その構成は、第一章「総則」、第二章「管理当局」、第三章「原則」、第四章「建設技術規制」、第五章「建設における専門家の管理」、第六章「建設セクターにおける専門実務家及び事業の管理」、第七章「建設資材、建設設備及び建設製品の使用及び建設セクター実験所」、第八章「建設、修復又は解体に対する許可書」、第九章「図面の管理」、第十章「建設工事又は解体の管理」、第十一章「建設の利用」、第十二章「危険な建物」、第十三章「建設又は許可書がない若しくは違反する既存建設」、第十四章「建設の監査」、第十五章「忌避」、

<sup>10</sup> <https://www.phnompenhpost.com/national/three-dead-13-injured-collapse-siem-reap-pagoda> を参照 [アクセス日2020年1月17日]。3人の死亡者が確認され、13人が怪我を負った。

<sup>11</sup> [https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200104/k10012235111000.html?utm\\_int=news-new\\_contents\\_list-items\\_017](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200104/k10012235111000.html?utm_int=news-new_contents_list-items_017) を参照 [アクセス日2020年1月17日]。最終的に59人と犬一匹が発見された。そのうち、34人の死亡者が確認された。今回の事故の建設が建設許可書が確認され、建設許可に違反して階数を増して建設したことが原因である。

<sup>12</sup> 2018年四辺形戦略、11頁。

<sup>13</sup> 建設セクターに関する法的な枠組として次のようなものがある。1994年の土地整備、都市計画及び建設法、2001年の土地法、2011年の外国人に対する共有建物の区分所有権発行に関する法律、1997年の建設許可書に関する政令、2007年の共有建物の使用及び管理に関する政令、2011年のボレイの管理に関する政令、2015年の都市、市及び繁華街の都市計画に関する政令、1999年の企業、設計及び建設会社に関する省令、2001年の建設現場管理に関する省令、2012年の自然人の設計者の管理に関する省令、2013年の建設の修復の許可に関する省令、2017年の建設現場の安全に関するガイドラインがある。

第十六章「建設契約」、第十七章「保険」、第十八章「建設の関係者の責任」、第十九章「建設セクターにおける紛争処理」、第二十章「罰則」、第二十一章「雑則」、第二十二章「最終条項」である。

## 2. 目的, 適用範囲, 原則, 建設技術規制

建設法の目的は、4つある（同法第1条）。それは、①建設の品質、保安、安全性、財産の保護を図り、並びに、建設所有者、建設利用者及び一般公衆の福祉を確保すること、②公共福祉を向上させるための持続可能な美観及び最適環境での生活を確保すること、③建設セクターの専門実務において責任及び実効性を確保すること、④建設セクターにおける投資者の信用の増進に資すること、及び、経済と社会分野における効率的な不動産市場の促進を確保することである。

建設法第2条は、「法令により別途定められる種類の建設を除き、カンボジア王国における建設セクターに適用範囲を持つ」と規定している。国土省が強いリーダーシップをもって、カンボジア全体の建設をコントロールすることを意味する。同法から除かれる建設は、以下のように列挙できる。すなわち、1996年の文化遺産保護法、2001年の電気法、2007年の水資源管理法、2014年の道路法、2015年の電気通信法、2019年の石油管理法の各法で定められる建設の他、国防のための建設、通貨発行のための建設等である。

建設法第6条には、各建設工事の際に順守しなければならない原則が5つ規定されている。それは、①公共の利益及び個人の権利の保護、②効率性・持続可能性及び包括性、③土地整備及び都市計画、④緑地開発・自然保全及び環境保全、⑤国のアイデンティティの保全及び向上である。

建設法第7条には、「各建設工事は、建設技術規制に適合しなければならない」と規定されている。その中で、もっとも重要なものが「構造上の安全性」（同法第8条）及び「防火上の安全性」（同法第9条）である。しかし、両方の基準はまだ存在しておらず、別の法令で定められる予定である。防火上の安全性に関連する現行法には、内務省管轄の「防火及び消火法」（2013年）と「防火及び消火を要する建設の区分及び対象に関する政令」（2018年）がある。

## 3. 建設法での諸制度

### (1) 建設にかかわる人物

建設法の中で出てくる人物は、建設者、建設所有者、建設の検査をする者がある。

第一に、建設者としての担い手は専門実務家と事業がある。専門実務家の場合は、必ず自らの所属している建設セクター専門家委員会に登録しなければならない（同法第14条）、①独立して実務を行うは、国土省大臣より発行されるライセンスを有しなければならないが、②会社の技術長として務めるときは国土省大臣より発行されるライセンスが必要ない（同法第15条）。各建設又は解体工事のために用いられる図面は、現行の規制及び建設技術規制に適合しなければならず、国土省大臣からライセンス又は許可を受けた建設者により実施しなければならない（同法第33

条)。

第二に、建設所有者とは、自らの土地の上に、又は、他人の土地の場合には所有者から許可を得て、建てる建設の所有者のこと、若しくは、永借地の上に建設を建てた永借権者のことをいう（同法用語集22番）。

第三に、建物の検査の担い手となるのは、「検査・認証者」、「建設検査官」と「建設監督官」である。まず「検査・認証者」については、建設技術規制の適合検査は、国土省からのライセンス又は許可を受けた検査・認証者により実施されなければならない（同法第7条）。次に、「建設検査官」と「建設監督官」の両方は、公務員である。前者の建設検査官は、保安、安全性及び公共の秩序を確保するために、必要に応じて、権限官署が建設又は解体工事を検査するため任命することができる（同法第42条）。後者の建設監督官は、同法に定める建設犯罪に対し、検査、中止、一時的な措置と行政の罰金を科すること、許可書又はライセンス所持者がこの法律に違反する行為を行なった場合、その許可書又はライセンスを一時的に剥奪すること、建設犯罪の証拠を集め、訴訟を提起することが任務である（同法第59条）。また、行政上の罰則は、建設監督官の管轄である（同法第92条）。

## (2) 許可制度

原則として、各建設又は解体工事は、事前に許可書を取得しなければならない（同法第26条）。建設許可書を要する各建設工事は、事前に建設現場開始許可書を有さなければならない（同法第38条）。建設許可書を要する建設の利用は、建設利用証明書を通じて権限官署からの許可を得なければならない（同法第44条）。

例外として、許可書を要しない各建設又は解体工事は、以下のとおりである（同法第28条）。それは、①保安、安全性及び公共の秩序に影響を与えることがない小規模な建設、②地方又は農地で、かつ、観光地、遺跡、保全区域又は保護区域に影響を与えない木造又はコンクリート造の1階建住宅、木造住宅、③国の安全及び国防のための建設である。

また、建設設備の修理、変更又は取付けの場合は、建設の安全性に影響を与えるものでなく、支持構造荷重、外観美、又は建設の利用若しくは一部の機能を変更するものでなく、かつ、公共の秩序に影響を与えるものでない場合、許可書を要しない。ただし、建設所有者は、権限官署に対して事前に通知しなければならない（同法第29条）。

## (3) 検査制度

検査の制度については、建設の品質及び安全性の検査がある。住宅以外の目的で利用される建設の場合、建設利用証明書が発行された日から5年おきに定期的な検査を実施しなければならない。住宅の目的で利用される建設の場合、建設利用証明書が発行された日から10年おきに定期的な検査を実施しなければならない。そして、建設の防火及び消火システムの品質と効率に関する検査については、2年おきに定期的な実施しなければならない（同法第47条）。

#### (4) 建設資材，建設設備，建設製品

建設資材とは，構造建設，建設設備又は建設製品を作るための，混ぜたり，合わせたり，組み合わせたりする原料のことをいう。たとえば，砂，石，セメント，鉄，ガラス，陶土，セラミック又は材木などである（同法用語集28番）。

建設設備とは，建設の快適さ，品質，及び使いやすさのために，建設に取り付けるために作った製品を利用して，組み合わせる設備のことをいう。たとえば，電球，電線，光ファイバー，冷房，エレベーターなどである（同法用語集19番）。

建設製品とは，建設構造を作るために，建設資材からできた完成製品又は半分完成製品のことをいう。たとえば，レンガ，柱，壁，壁紙などである（同法用語集20番）。

建設の品質及び利用者の安全を確保するため，使用される建設資材，建設設備及び建設製品は，建設技術規制又はカンボジア国家規格委員会が発表したカンボジア規格に従って，国土省から建設技術規制の適合性についての認定又は認証を取得するものとし，カンボジア規格マークを表示し又は貼付し，かつ，カンボジア規格マークを利用するライセンスを有さなければならない（同法第22条）。

#### (5) 建設請負契約

2007年民法においては契約の自由が原則になっているが，建設法における契約では，以下のような契約は禁止される（同法第68条）。

1. 建設所有者が請負者に対して，なんら明確な消費貸借条件を示さずに，建設のために必要な予算を得るための消費貸借に関する委任を要求すること。
2. 建設所有者に建設を引き渡す際に，請負者が建設所有者に事前に全体の契約における費用を相殺してから引き渡すことを要求すること。
3. 契約の代金決済の各段階の前及び引渡しの前に建設所有者又は代理人が現場に立ち入ることを禁止すること。
4. 請負者に契約の対象である建設又は解体工事図面の技術条件から著しく異なった建設又は解体許可書に従って激しく変化させる建設又は解体工事を実施することを要求すること。
5. 不可抗力による原因及び建設所有者自身を加えた原因以外の法的に認められる原因による遅れについて，契約に定めがある期限以内に完全な工事を実施する義務から請負者を免除すること。

#### (6) 責任と不当労働行為

建設の関係者の責任については，以下のように規定されている。

1. 設計者は，自身の図面に適切に則って建てられた建設から生じる全ての損害について責任を負うものとする。但し，当該図面学習者は自身の図面が現行の法規に従っていることを証明できれば，その限りではない（同法第76条）。
2. 建設所有者及び建設又は解体者は，建設又は解体工事を実施するとき，建設又は解体工事又は建設現場管理に瑕疵がある場合において生じた損害に連帯責任を

負うものとする（同法第77条）。

3. 検査及び認証官は、自ら検査及び認証した作業に瑕疵がある場合において生じた損害に責任を負うものとする（同法第78条）。
4. 建設所有者及び建設又は解体者は、建設の管理又は利用に瑕疵がある場合において生じた損害に連帯責任を負うものとする（同法第79条）。
5. 設計、建設又は解体又は現場の管理、検査及び認証、建設の利用に瑕疵がある場合により生じた損害に対する賠償請求権は、以下のような期間で消滅する。（同法第80条）。(a)被害者又は法的代理人が当該建設資材、損害に対する賠償を要求することができることを知るべき時から3年経過した、又は、(b)損害があった時から、10年経過したときである。
6. 建設資材、建設設備又は建設製品の製造者は、自らの製品に瑕疵がある場合において生じた損害に対する賠償責任を負わなければならない。但し、以下のような証拠を提示できればその限りではない（同法第81条）。(a)建設資材、建設設備又は建設製品が売出し又は流通している間に、科学的及び技術的な知識では瑕疵を発見できない場合、(b)建設資材、建設設備又は建設製品が必要な技術規制に従って製造された場合。
7. 瑕疵がある建設資材、建設設備又は建設製品により生じた損害に対する賠償請求権は、以下のような期間で消滅する（同法第82条）。(a)被害者又は法的代理人が損害に対する賠償を要求することができることを知るべき時から3年経過した、又は、(b)製造者が当該建設資材、建設設備又は建設製品を最初の引き渡した時から、10年経過した時、である。当該建設資材、建設設備又は建設製品が人の健康に影響を与える場合は、さらに20年追加を与えなければならない。

#### (7) 紛争処理手段

紛争処理手段として、以下のようなものがある。行政レベルにおいて、権限官署の判断に利害関係を有する者は、当該判断を判断の通知を受けた日から60日以内に、当該判断を行った権限官署又は国土省に対して書面で異議申立を行う権利を有する。権限官署は当該申立を受理した日から30営業日以内に、理由を示して書面による判断を行うこととする（同法第83条）。また、建設セクターにおける権限官署の建設関係判断に対して利害関係がある者は、裁判所に訴える前に、当該判断の通知を受けた日から60日以内に、国土省に書面で不服申立を行わなければならない（同法第84条）。

建設セクターにおける個人的権利又は義務の履行により損害を受けた、若しくは損害を受ける恐れがある者は、裁判所に訴える前に、建設紛争処理委員会に調停の申請をすることができる。建設紛争処理委員会、調停申請者に棄却の判断をした場合、当該委員会調停申請者に書面により通知をしなければならない（同法第86条）。また、建設又は解体請負契約の当事者若しくは両当事者は、建設又は解体請負契約の履行に関する紛争の調停を行うために、建設紛争処理委員会に調停の申請

をすることができる（同法第86条）。

建設紛争処理委員会は、以下のように構成が有する（同法第89条）。それは、国家レベルの建設紛争処理委員会、都市・州レベルの建設紛争処理委員会、そして、特別市・郡レベルの建設紛争処理委員会である。

#### (8) 罰則

本法における罰則は、書面による勧告、専門家の実務若しくは事業の実務を行うライセンス若しくは許可書の剥奪若しくは一時停止、過料、専門実務の禁止、建設若しくは解体の原状回復の強制、罰金刑又は拘禁刑がある（同法第90条）。

建設セクターにおけるエンジニア、設計者及び他の職人ではない者が、建設セクターにおける実務家として行った場合（同法第93条）と関係専門家委員会に登録せず建設セクターにおけるエンジニア、設計者及び他の職人として実務を行った場合において、罰金が科される（同法第94条）。さらに、両条によれば、一年以内に同じ犯罪を行った場合、一ヶ月から一年の拘禁刑及び2倍の罰金を科される。

ライセンスを取得せず建設セクターにおける専門実務を行った場合は罰金が科される。一年以内に同じ犯罪を行った場合、一年から三年の拘禁及び2倍の罰金が科される（同法第95条）。

許可書を取得せず建設セクターにおける事業を行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた者は、一年から三年の拘禁刑及び十億リエルから二十億リエルまでの罰金が科される（同法第96条）。

権限官署による建設一時停止、修正、中止又は解体者の決定書に違反した場合は、罰金を科される。二度目の権限官署の建設一時停止、修正、中止又は解体者の決定書に違反する者は、一ヶ月から三ヶ月の拘禁刑及び2倍の罰金が科される（同法第97条）。

建設技術基準の順守についての認定が必要である場合において、建設技術規制の順守についての認定がない、又は、特定の基準に認証を取得する必要がある場合において、認証がない建設資材、建設設備又は建設製品を使用又は取り付け、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた設計者は、罰金が科される（同法第98条）。

建設技術規制の順守についての認定がない図面学習を行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた図面学習者は、一年から三年の拘禁刑及び二十億リエルから四十億リエルまでの罰金が科される（同法第99条）。

建設技術規制の順守についての認定がない建設又は解体を行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた図面学習者は、一年から三年の拘禁刑及び二十億リエルから四十億リエルまでの罰金が科される（同法第100条）。

建設技術規制の順守についての認定がない図面又は建設若しくは解体工事を建設技術規制の順守についての認定がない図面又は建設若しくは解体工事として認証し、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた検査・認証者は、二

年から五年の拘禁刑及び三十億リエルから六十億リエルまでの罰金が科される（同法第101条）。

建設利用証明書を有せず建設を営業目的で行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた検査・認証者は、一年から三年の拘禁刑及び二十億リエルから四十億リエルまでの罰金が科される（同法第102条）。

同法第95条から第102条において行為は、被害が手足の切断又は永遠の障害となる場合、五年から十年の拘禁刑が科される。同法第95条から第102条における行為は、人が死亡となる場合、七年から十五年の拘禁刑が科される（同法第103条）。

また、同様の行為が建設セクターにおける事業を行う会社の技術長によってなされた場合、当該技術長に対し、同法第97条から第103条と同様の刑罰が科される（同法第104条）。

ライセンスを取得せず建設セクターにおける事業を行った法人は、四十億リエルから八十億リエルまでの罰金を科される。同法第97条から第103条に定める犯罪については、法人の刑事責任についての規定する刑法第42条に従って条件の刑事責任を負わせる旨の宣言を受けた法人に対して、適用することができる（同法第105条）。

本法で注目されるのは、二点ある。一つ目は、カンボジアにおいて建設法関係として本法によって初めて拘禁刑が定められた。二つ目は、会社の場合、技術長が拘禁刑の責任を負うことである。

#### (9) 建設法が適用される以前からの建物

本法によれば建設許可書を要する建物であるものの、本法が規定する許可書を有さず、又は建設許可書に違反した建設所有者は、本法が公布されて2年以内に、権限官署に自身の建設利用証明を申請しなければならない（同法第106条）。

## IV. 若干の評価と今後の動向

以上に述べたように、建設セクターにおける重要な法律として建設法が制定されたが、まだまだ安定をもたらす状態になっていない。以下のようにまとめる。

第一に、本法の適用について二点の指摘がある。一つは、本法第2条の適用範囲についてである。本法は別法がある場合を除き、建設セクターの全体をカバーする特徴がある。しかし、本来建設セクター全体をカバーするためには、建設セクター全体に適用可能な技術基準が必要である。しかし、カンボジアの建設業界の開発の速いスピードに基準の整備が間に合わない事態がきつと出てくる、と予測する。もう一つは、同法第106条に既存建物に関する建設利用証明書の発行について規定しているが、これは法の不遡及原則に反すると指摘できる。また、今後2年間で、どのような制度で証明書を発行するのか、注目される。2019年12月に、建設法が適用される以前からの建設利用証明書の発行の形式及び手続に関する省令が発令されていたが、その作業を支えるため

の検査・認証の人材と技術が必要である。

第二に、本法によって形成しなければならないものは次のとおりである。(1)本法第6条は、土地整備及び都市計画原則について規定する。この規定から、都市計画に関する法令が必要だと認識できる。1994年の都市計画があったが、時代遅れの法律になっているので、現在国土省が都市計画の改正を検討している。(2)本法第7条に建設技術規制の遵守義務を規定しているため、今後速やかに建設技術規制を作成しなければならない。(3)本法第24条に建設資材、建設設備及び建設製品を検査するための国立建設実験所の設置を規定している。それらを整備しなければ、建設法があっても、法律がない状態と変わらない。

第三に、建設のチェックにおいて建設検査官（同法第49条）と建設監督官（同法第59条）が併存しているが、場合によっては両者の対立を生む可能性もある。建設のチェックの意義は、建設法の実効性を確保することである。建設監督官及び建設検査官の任務の共通点は、建設や現場を訪問し、安全基準について法令を遵守しているか否かを監督することである。相違点は、違反行為が認められた場合、監督官には、違反を是正するように通知命令を出し、司法警察の役割を果たし、罰則を科する権限がある。他方、検査官は、建設の検査のみを役割とする。しかし、労働法においても監督制度があるが、ルールがあっても遵守されず、公務員の腐敗のために十分に機能していない場合が多く見られる<sup>14</sup>。また、先に述べたように人員の数が非常少なく、速いスピードで発展している建設分野の監督として不足していると予測している。

以上のように、建設法の目的を達成するためには、まだ様々な諸課題が残されている。今後の課題として、安定的な建設業界の発展を確保するための諸課題について、本法の施行後速やかに検討することが必須な作業となる。建設分野を所管する国土省は、次のように慎重にフォローする姿勢を目指している。

一つ目は必要な設備の整備作業と二つ目は建設法の普及に関する作業である。その二つは、国土省大臣の発言でも言及された。「建設法に定める建設技術基準国家委員会の設置、建設紛争処理委員会の設置、建設実験所の設置、建設法の事業営業の資格申請の検討、技術者・建築士がオンラインで登録ができるようにすること、建設の地図の作成、国土省の職員・民間会社・エンジニア・関係大学に建設法のトレーニングを実施することがある。また、建設法にしたがって建設を安全にし、人々の利益を守り、都市計画の規則に則って環境に配慮し、優しい、文化の向上を重視する」<sup>15</sup>。本法はカンボジアにとって新しい法であり、権限官署と関係者に普及し終えるまで時間がかかる。

三つ目は建設法を支える政令と省令の整備作業である。それは、建設又は解体許可書に関する政令、建設セクターにおけるライセンス発行に関する政令、建設紛争処理委員会の設置及び運営に関する政令、建設現場の管理と検査の形式及び手続に関する省令、

<sup>14</sup> 労働政策研究・研修機構『カンボジアの労働・雇用・社会—日系進出企業の投資環境』（2019年）234頁。

<sup>15</sup> チア・ソパラ大臣2019年12月25日の国土省総会演説で発言した。

建設現場の開始と終了の形式及び手続に関する省令等がある。これらの政省令の整備も時間と技術的な知識が必要である。

## V. 結論

本稿は、法の解釈を行うのではなく、建設法制定の経緯とその内容を紹介することを目的としている。カンボジア政府は、建設関係の法令が未整備な状況の中で、2019年に建設法を制定して建設分野の近代化を目指している。しかし、最悪の場合、必要な設備の整備作業、建設法の普及に関する作業、建設法を支える政令と省令の整備作業が間に合わないことによって建設関係の制度が混乱のままの状態になる。しばらくは移行の状況が続くものと思われる。同時に、建設分野に限らず、企業などの関係者がカンボジアにおいて依然として未成熟であるため、法制度を遵守しつつ、指導的な対応をすることが重要だと考える。しかし、対応の仕方によっては、経済を麻痺させる恐れがある。実際に、2019年6月の建設物崩壊事故の後、国土省は緊急にシハヌークビル市の建設を慎重に検査した。柔軟に指導しながらの態度であるが、にも関わらず、「一帯一路」政策によってカンボジアに来訪し、建設法に違反した投資者たちの中には、建設を放置したまま帰国してしまう人が多く見られた。

将来、また別の形の問題が発生し、それが建設法によって解決できるのか、懸念される。また、本稿を執筆する時点で、依然として建設法を適用した裁判所の判例がない。そのため、法的な問題に関する解釈は今後の課題にしたい。